

令和8年度 第1回江南市上下水道事業経営審議会 議事要旨

会 議 名	令和8年度 第1回江南市上下水道事業経営審議会
開催日時	令和8年9月28日（月）午後2時から午後4時まで
場 所	市役所 3階 第3委員会室
委 員	出席委員 10 名 横山 幸司 （学識経験者） 奥村 真也 （学識経験者） 内田 恭介 （団体代表） 沢田 光功 （団体代表） 古田 みちよ （団体代表） 南村 朋幸 （団体代表） 尾関 昭 （市議会議員） 須賀 博昭 （市議会議員） 安藤 晴通 （公募市民） 川村 弘 （公募市民）
事 務 局	10 名
（水道部）	茶原（水道部 部長）
（水道課）	中村（水道課 課長） 青山（水道課 主幹） 鈴木（水道課 経営・業務グループリーダー） 野呂（水道課 経営・業務グループ）
（下水道課）	村瀬（下水道課 課長） 今枝（下水道課 主幹） 磯部（下水道課 経営・業務グループリーダー） 平山（下水道課 経営・業務グループ） 後藤（下水道課 経営・業務グループ）
傍聴者数	0 名
配付資料	・ 次第 ・ 江南市上下水道事業経営審議会 委員名簿 ・ 江南市上下水道事業経営審議会条例 ・ 令和7年度 愛知県江南市水道事業会計 下水道事業会計 決算書及び事業報告書 ・ 江南市水道事業経営戦略 中間見直し【概要版】 ・ 江南市下水道事業経営戦略【概要版】 ・ 江南の水道 No.30

1. 開会

水道部長挨拶

2. 委員等自己紹介

3. 会長及び副会長の選出

委員の互選により、会長に横山幸司氏、副会長に尾関昭氏を選出。

4. 議題

(1) 令和7年度水道事業会計決算について

事務局 「江南市水道事業会計決算書及び事業報告書」を用いて説明した。

委 員 令和7年度末で未改良管が6万1,105mとなっているが、その内訳はどうなっているか。

事務局 鋼管が657.9m、硬質塩化ビニール管が4万6,353.9m、口径50mm未満の管が1万4,092.7mとなっている。

委 員 過去の審議会の中で令和8年度中に未改良管の対策についてまとめるという当局からの回答があるが、令和元年から令和7年の間に未改良管のうち3万3,807mを改良、1年平均約4,830mの改良が実施されている。このペースだと残りは約12年間かかることになる。残りの部分は何年くらいで処理したいと考えているか。

事務局 令和7年度末までの第三次配水管改良計画は、年間7,500mを10年間行いう計画であったが、79%完了したところで計画期間が過ぎた。現在、第四次配水管改良計画を策定し、令和8年度から10年間の計画期間で進めている。

委 員 管の耐用年数は40年であるため、企業債は40年償還で、補助金を除く工事代金全額が対象となる。40年にわたって設備投資したものを利用者が40年間にわたって負担していく。市は1.5億円しか活用しておらず現役の利用者が将来分を負担していることにつながっていると思うがどうか。

事務局 1.5億円の企業債については管路の老朽化に対してではなく、基幹管路の耐震化に使うためのものである。基幹管路の耐震化については市として力を入れており、災害等に備えるため今必要なものであり、将来にわたっての負担を、企業債を借り、30年間で償還することで負担の平準化を図っている。

委 員 何に充当するかはともかく、総投資額の内、1.5億円しか充当しないということが間違っているのではないか。もっと企業債を活用し負担の標準化に努めるべきであるので検討していただきたい。

委 員 雨水貯留槽整備に伴う配水管布設替工事負担金の予算額を見ると原因者である下水道課はその工事に対し工事費の一部しか支払っていない。原因者負担が行政の鉄則であれば、本来 100%を原因者が負担すべきものではないか。

事務局 他工事によって水道管を布設替えする場合は、支障になる管の減価償却分を除いた、資産減耗分に事務費を加えて、原因者に負担していただくので、布設替工事費に対して 100%の補償費をいただくものではない。

(2) 令和 7 年度下水道事業決算について

事務局 「江南市下水道事業会計決算書及び事業報告書」を用いて説明した。

委 員 受益者負担金が発生するのは、事業認可・事業着手・供用開始のどの時点か。

事務局 受益者負担金が発生するのは供用開始時点である。

委 員 発生主義であるとする、受益者負担金が発生した場合、収入に計上するはずだが、未収金欄には下水道使用料のみが計上されている。受益者負担金の未収金についてはどこに記載があるか。

事務局 4 条収入となる受益者負担金は、現金収入があった時点で計上しているため、決算書には受益者負担金の未収金の記載はない。

委 員 発生主義であれば供用開始した時点で計上しなければいけないのではないか。入った分だけ計上する方法では債権の残りがどれだけか把握できない。

委 員 一般の企業会計であれば債権が確定したときに売掛金、未収金に計上する。ただ、下水道事業会計は公営企業会計の会計基準に基づいて処理されているはずで必ずしも一般の企業の会計基準を当てはめるのは正しくないかもしれない。

委 員 令和 7 年度末で負担金の未収金残高はどれだけあるか。また、令和 3 年の経営戦略で、戸別訪問を行い、結果をデータベースに蓄積し有効活用するという訪問台帳のデータベース化の提案をしているが、令和 7 年度に何件戸別訪問を実施したのか。

事務局 戸別訪問は地区を選定しながら実施しているが、昨年度の訪問件数などの詳細については、本日数字を持ち合わせていないため、後日、個別に回答する。

委 員 効率的に働きかけるため、未接続世帯の状況を正確に把握し、訪問台帳を整理。また、全力を挙げて水洗化率の向上に向かっていただきたい。

事務局 加入促進のための訪問台帳を整理していく。

5. 報告

(1) 水道基本料金の10か月間全額免除について

事務局 「江南の水道 No. 30」を用いて説明した。

6. その他

(1) 江南市水道事業経営戦略について

事務局 「江南市水道事業経営戦略 中間見直し【概要版】」の説明を割愛。

委員 令和7年度決算でも2か月間の基本料金が免除されているが、全額が一般会計から補助金で財源手当てされている。10か月間の基本料金免除だと相当額が給水収益から補助金へ移る。決算としては仕方ないが統計上いびつになってしまうので、基本料金を含めた収益をどこかへ記載していただきたい。

(2) 江南市下水道事業経営戦略について

事務局 「江南市下水道事業経営戦略【概要版】」の説明を割愛。

委員 下水道事業経営戦略【概要版】の4ページの最後に経費回収率向上に向けたロードマップがある。令和9年度の使用料改定は条例に決まりがあるから実行することになると思うが、その算定は令和5年の物価上昇率で算定したもので令和9年度の改定額は本来で計算すればもっと上げないといけないのではないかと。令和11年から13年で使用料改定の必要性を検証するとあるが、経費回収率が62%で赤字になっており、令和9年度であげても令和11年度にさらに大幅に値上げしていくことも検討しているのか。

事務局 令和9年4月の料金改定は、条例改正を認めていただいている。ロードマップには令和11年から令和13年に料金改定の必要性を検討するとなっているが、状況に応じて5年毎ではなく4年にするなど前倒しで実施する場合もある。

(3) 今後の予定について

事務局 次回は11月20日に開催予定とし、水道ビジョン等の改定について、パブリックコメント案を報告。また、第3回目は2月9日に開催予定と説明した。

7. 閉会